

○宮崎大学大学院農学工学総合研究科改善委員会規程

平成20年5月15日  
制 定

改正 平成22年2月17日 平成22年9月24日

(設置)

第1条 宮崎大学大学院農学工学総合研究科（以下「研究科」という。）に、宮崎大学大学院農学工学総合研究科改善委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目的)

第2条 委員会は、研究科に関する点検・評価に基づき教育研究活動等を審議・決定し、改善を図る。

(審議事項)

第3条 委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 中期目標及び中期計画に基づく年度計画の進捗・達成状況に関すること。
- (2) 各専攻・各種委員会の活動等に関すること。
- (3) その他評価結果に関すること。

(組織)

第4条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 研究科長
- (2) 副研究科長
- (3) 専攻長
- (4) 研究科長が指名する委員 若干人
- (5) 事務課長

(委員長)

第5条 委員会に委員長を置き、前条第1号の委員をもって充てる。

- 2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

(議事)

第6条 委員会は、原則として、すべての委員の出席により成立する。

- 2 議事は、原則として、出席委員全員の賛成をもって決する。
- 3 委員に事故があるときは、その代理人を出席させるものとする。

(委員以外の出席)

第7条 委員会が必要と認めたときは、委員以外の者を委員会に出席させることができる。

(事務)

第8条 委員会の事務は、工学部教務・学生支援係（農学工学総合研究科担当）において処理する。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、委員会の議事及び運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規程は、平成20年5月15日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成22年10月1日から施行する。